

広島県告示第千六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年十二月十六日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市小泉町字時松五一三〇番地先から 三原市小泉町字林ヶ迫四九六番一八地先ま で	新	旧	一三・一〇〇 二七・六〇〇	二四七・〇〇	拡幅
	旧	新	四・八〇〇 二・四〇〇	九八三・七〇	
三原市小泉町字林ヶ迫四九六番一八地先か ら 三原市小泉町字吉井一一一八番一地先まで	新	旧	一〇・九〇〇 三四・七〇〇	九八三・七〇 九七三・〇〇	ダブルウェイ
	旧	新	四・八〇〇 二・四〇〇	九八三・七〇	